近江八幡市体験型事業創出事業補助金

Let's try Omihachiman experience.

想い出が創れるまち 近江八幡

一体験型コンテンツを新たに始められる事業者を募集します一

募集概要

Q & A

市ホームページ: https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shoko/2/3/22880.html



<申請及びお問い合わせ先>

近江八幡市 産業経済部 商工振興課

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

電話 0748-36-5517 (直通) FAX 0748-46-5320

メールアドレス 011008@city.omihachiman.lg.jp

【平日:午前8時30分から午後5時15分まで】

この事業は「ふるさと納税寄附金」を活用しています

もくじ

募	集概要	1
1.	. 事業趣旨	1
2.	. 補助対象者	1
3.	. 補助対象事業	1
4.	. 申請区分と補助金の額	2
5.	. 補助対象経費	3
6.	. 補助金交付申請	4
7.	. 補助金の交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8.	. 補助金の概算払レシ	(
9.	. 実績報告	6
10.	. 受付期間等スケジュール	(
<u>11.</u>	<u>. 申請方法</u> ·····	(
12.	. 申請・お問い合わせ先	
13.	<u>. その他</u>	
Q	2&A	9

募集概要

1. 事業趣旨

新たな消費傾向(コト消費)に対応した販売チャネル・地域経済基盤を確立し、及び推進する事業者等に対し、新たな事業を検討・展開・改良するに当たって必要となる費用や既存事業の磨き上げに係る費用について補助金を交付することで、今まで本市に来訪されていなかった階層を新たに呼び込み、「滞在時間や消費支出の拡大」につながるよう市内事業者の振興、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

以下のいずれの要件も満たす事業者が対象です。

- ・ 申請日時点で、市内に本店、支店その他の事業所を有し、<u>別表</u> (8ページ) に掲げる 項目を満たすこと
- ・ 補助対象期間 (「10. 受付期間等スケジュール」参照) の末日までに事業を周知する ためのホームページ及び SNS のアカウントを 2 つ以上有し、それら全てで定期的に 事業周知を行うこと。
- ※ 令和5年度について、申請は1事業者あたり1回限りです。なお、令和4年度に本補助金の交付を受けた事業者は再度の申請が可能です。

3. 補助対象事業

申請日時点で既に実施している事業以外の事業であって、次の(1)~(8)のいずれの要件も満たす事業が対象です。

ただし、ブラッシュアップ枠(「4. 申請区分と補助金の額」参照)については、既に 実施している事業の内容が次の(1)~(8)のいずれの要件も満たしている、または、当該事業 の磨き上げにより満たすことができる事業が対象です。

- (1) 補助対象者が、主に市外からの来訪者を対象として市内で行うものであること。
- (2) 概ね1時間以上の体験型事業であり、当該体験型事業の参加者に対し、講師又はガイド等から当該体験型事業に係る講習、ガイダンスその他の説明が概ね20分以上あるものであること。
- (3) 年間を通じて、有償で概ね20回以上の体験型事業を実施することができるものであること。
- (4) 来訪者が補助対象事業ならではの近江八幡市の魅力を、体験を通じて感じることができるものであること。
- (5) 事業の目的、内容及び効果が補助金の目的を達成するものであること。
- (6) 補助金の交付を受けた年度の翌年度以降も事業の継続が見込めるものであること。
- (7) 単に施設整備、イベントの実施又は情報発信のみを目的としたものでないこと。
- (8) 行政庁等の許可又は認可等が必要な場合は、当該許可又は認可等を受けられることが確実に見込まれるものであること。

○補助対象事業と対象外事業の例

補助対象事業	補助対象外事業	
レザークラフト、吹きガラス、陶芸、植物染め、	レストラン、土産物販売、理美容室、釣り具レンタ	
チーズ作り、ジャム作り、味噌作り、バリスタ	ル、カラオケ、ボウリング、レンタサイクル、ピア	
体験、フラワーアレンジ、写経、カヌー、サッ	ノ教室、パソコン教室、貸衣裳店、ボルダリング、	
プ、カヤック、トレッキング 等	バイキング形式での食事の提供 等	

4. 申請区分と補助金の額

<一般枠>【補助率 2/3、補助上限額 100 万円】

市内で新たに体験型事業を実施する事業者が対象になります。

<地域資源枠>【補助率3/4、補助上限額100万円】

「一般枠」に加えて、本市を構成する上で不可欠な構成要素の中から「自然」、「食」又 は「伝統」のいずれか一つ以上を補助対象事業に取入れた事業者が対象になります。

【地域資源と地域資源を活用した想定事業例】

【自然】

- *水郷と一体となった四季折々の自然風景 *自然と融合した農村集落や漁村集落等の
- ふるさとの風景等
- ≪想定事業≫
- ・西の湖周遊サイクリングツアー
- 水郷散策ピクニックパッケージ等



【食】

- *本市で生産・製造され、既に市場流通している野菜・果樹・菓子・精肉・湖魚を来訪者 が収穫、調理、加工を行う等、直接体験がで きるもの
- ≪想定事業≫ ・畑やハウスから地元野菜を収穫し、オーガニックサラダを調理体験
- ・果樹を用いたオリジナルアイスクリーム製



【伝統】

- *伝建地区を中心とした旧市街地の街並を 形成する古民家活用
- *歴史的情緒あふれる八幡堀を中心とした
- トラディショナルツアー ≪想定事業≫
- ・古民家に宿泊し、ハイカラさんで街を散 歩体験等



<新規創業枠>【補助率 2/3、補助上限額 150 万円】

「一般枠」に加えて、令和2年4月1日以降に創業した事業者が対象になります。

<地域資源・新規創業併用枠>【補助率3/4、補助上限額150万円】

「地域資源枠」と「新規創業枠」の両方の枠に該当する事業者が対象になります。

<ブラッシュアップ枠>【補助率2/3、補助上限額30万】

既に市内で「体験型事業」を行っており、既存事業の磨き上げを行う事により、事業の魅 力向上が図れ、参加者数の増加が見込まれる事業が対象となります。

<加算要件>

以下の要件を満たす場合、補助金額(補助上限額ではありません)に5万円を加算するこ とができます。

要件:補助対象事業を、令和7年3月31日までに近江八幡市のふるさと納税にかかる 謝礼品として登録すること。

- ※謝礼品への登録方法については、別紙1「謝礼品登録の方法」をご確認ください。
- ※補助金額に5万円を加算した金額が、各申請区分(一般枠、地域資源枠など)の上限額 を超える場合であっても、満額加算されます。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要するもので、補助対象期間(「<u>10.受付期間等ス</u>ケジュール」参照)において発生し、かつ、支払いを完了したもので、詳細は下表の通りです。

ただし、各項目の対象経費の上限額は、補助対象経費の総額の3分の1 (小数点以下切捨て)です。

また、補助対象とできる数量等に上限がある場合がありますので、別紙2「申請にあたっての補助対象経費の数量等に関する上限について」もご確認ください。

E /\		補助対象経費	++ n+ - 	補助金の
区分	項目	適用	補助率	限度額
	報償費	外部講師及び有識者への謝金 等		
	需用費	消耗品及び燃料等の購入経費 等		
		機器、器具及び備品の購入経費等(経		
	備品購入費	常的な設置管理又は事務管理のため		
		の備品及び車両費は対象外とする。)		
	広告料	新聞及び雑誌等の広告に要する経費		
	以百科	等		1 O O 万円
	门即制士弗	チラシ及びパンフレットのデザイン		
	印刷製本費	及び印刷に係る経費		
		事業実施に必要な外部委託に要する	補助対象 経費の 3分の2 (千円未満	
	外注費	経費 等(ホームページ制作、敷地		
一般枠		内の案内板及び展示解説等の導入		
一 放作		等)		
	使用料及び	機器及び設備のリース、賃借料、及	切捨て)	
	賃借料	び会議室の使用料等	9116 ()	
	通信運搬費	郵便料及び送料 等		
		補助対象事業に係る店舗部分の改装		
		工事費(既存事業に係る店舗部分の		
	物件改装費	改装工事費は対象外とする。)。ただ		
		し、補助対象事業と既存事業の共有		
		部分である場合は、事前に協議し、		
		補助対象になるか否かを定める。		
	スの仏奴典	その他事業実施に不可欠と市長が認		
	その他経費	めた経費等		

地域資源枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 4分の3 (千円未満 切捨て)	100万円
新規創業枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 3分の2 (千円未満 切捨て)	1 5 O 万円
地域資源・新規創業併用枠	一般枠と同じ		補助対象 経費の 4分の3 (千円未満 切捨て)	1 5 O 万円
	一般枠の対象経費に加え、以下の経費		補助対象 経費の	
ブラッシュ アップ枠	負担金	資格取得及び知識技能修得のための 研修及びセミナーの参加費 等	程員の 3分の2 (千円未満 切捨て)	3 O 万円

ただし、次に掲げる経費は除きます。

- (1) 土地、建物、その他の固定資産の購入費
- (2) 租税公課及び交際接待費、旅費、交通費及び宿泊費
- (3) 国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる経費
- (4) 補助対象者が既に実施している業務に係る経費
- (5) 補助対象事業に関係がない経費
- (6) 申請者(法人の場合は代表者)が代表を務める企業または個人事業者を相手方に 行う購入・施行等に係る経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費

6. 補助金交付申請

申請時に必要な書類は以下の通りです。なお、審査の過程で別途書類の提出を求める場合があります。

- (1)近江八幡市体験型事業創出事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2)近江八幡市体験型事業創出事業補助金事業計画書(別記様式第2号)
- (3)誓約書(別記様式第3号)
- (4)近江八幡市体験型事業創出事業補助金収支予算書(別記様式第4号)

及び補助対象経費に係る見積書等の積算根拠資料

(5)加算要件の適用に係る誓約書 (別記様式第5号) (加算要件を適用する場合のみ)

(6)直近1期分の確定申告書の写し

(法人にあっては、確定申告書のほか直近1期分の貸借対照表、損益計算書、決算書表 紙及び法人概況説明書の写しも提出してください)

- ※上記書類から本市で事業を実施していることが確認できない場合は、本市で事業を 実施していることが確認できる書類を追加で提出してください。
- ※令和5年1月1日以降に開業された方で確定申告書の提出が困難な場合は、本市で 事業を実施していることが確認できる書類(開業届、履歴事項全部証明書など)を提 出してください。

(7)開業日がわかるもの(新規創業枠または地域資源・新規創業併用枠で申請する場合のみ) (8)市税に未納がない証明書(3か月以内に発行されたもの)

7. 補助金の交付決定等

補助金の交付にあたり、対象事業の<u>審査は「**書類**」「現地確認」「面接</u>」にて行います。 審査は、近江八幡市体験型事業創出事業補助金審査会が、申請書類に記載された事業計 画、収支予算書等の内容、現地確認の結果及び面接での応対において、下記の観点から事 業内容を総じて評価します。審査の結果、採択となった対象事業について補助金の交付を 決定します。

項目	観点	
①企画内容	・事業コンセプト・(主に市外からの)誘客効果・独創的な魅力があるか	など
②提供手法	・価格 ・事業の周知方法	など
③事業実現性	・事業計画・管理・資材や材料、備品等の調達方法	など
④事業継続性	・長期的な展望 ・リスク想定と解決策	など
⑤地域資源 ※「地域資源枠」「地域資源・新 規創業併用枠」のみ	・市内に流通(存在)しているものか ・地域資源としての合理性 ・地域資源がもたらす効果	など
⑥ブラッシュアップ※「ブラッシュアップ枠」のみ	・参加者数や収益の増加が見込まれるか ・新たな価値を生んでいるか	など

(参考) 申請後の流れとそれぞれの役割

	申請者	市	
	中胡石	審査委員	商工振興課 担当者
① 申請	書類提出		受理
② 書類審査		確認	確認
③ 現地確認	応答		質疑
④ 面接	応答	質疑	司会進行

[※]面接後、概ね2週間で採択(交付決定)の可否を通知します。

8. 補助金の概算払い

補助金の交付の決定を受けた申請者は交付決定額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができます。補助金の概算払いを希望する場合は、近江八幡市体験型事業創出事業交付概算払い請求書(別記様式第7号)により請求ください。

9. 実績報告

補助金の交付の決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、実績報告提出期日(「<u>1</u>0. 受付期間等スケジュール」参照)までに、以下の書類を提出してください。

- (1)近江八幡市体験型事業創出事業補助金実績報告書(別記様式第10号)
- (2)補助対象事業に要した経費の領収書の写し(領収書の発行ができないものについては、その費用を支払ったことが分かるもの)
- (3)ホームページ及び SNS のアカウントを通じて発信した事業広告の成果物

10. 受付期間等スケジュール

	受付期間	審査会(面接)*1	補助対象期間※2	実績報告提出期日
	6/5~6/30	7/14	交付決定日	
第1次			(8月上旬予定)	11/10
			~10/31	
	7/1~8/31	9/15	交付決定日	
第2次			(10月上旬予定)	1/13
			~12/31	
			交付決定日	
第3次	9/1~10/31	11/21	(12月上旬予定)	3/13
			~2/29	

- ※1 審査会(面接)の日時は確定次第、掲載します。
- ※2 補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に着手してください。

11. 申請方法

「<u>12.申請・お問い合わせ先</u>」まで持参もしくは郵送(簡易書留推奨)にて申請してください。申請について事前相談をお受けいたしますので、希望される方は事前に電話も

12. 申請・お問い合わせ先

〒521-1392 近江八幡市安土町小中 1 番地 8 安土町総合支所 近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて TEL 0748-36-5517 (直通) FAX 0748-46-5320 メールアドレス 011008@city.omihachiman.lg.jp

13. その他

- ・ 以下のような場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります。また、既に補助金を振り込みした場合は、その金額の全部または一部の返還を求めることがあります。
 - ▶ 補助対象事業を承認なく変更または廃止した場合。
 - ▶ 虚偽、その他の不正の行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたことが判明した場合。
 - ▶ 補助対象期間の終了後3か年において、補助対象事業の実施頻度および広告頻度が年間を通じて20回未満である場合(ただし、改善に向けた取り組みを行っていると判断される場合を除く)。
- ・ 補助対象事業の進捗確認や完了検査のため、補助対象事業に無償で参加させていた だくことがあります。
- ・ 補助対象事業の内容や交付決定額等について、市 HP や広報誌等に掲載することが あります。
- ・ 本補助金事業により所得した財産や効用が増した財産は、事業者の注意のもと管理 を行い、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、貸付、担保に供することは行 わないでください(ただし、補助金の全部または一部を返還した場合や当該財産の 耐用年数を経過した場合等はこの限りではない)。

別表

alle T.E.	中小企業 (下欄のいずれかを)	小規模事業者	
業種	資本金の額	常時使用する	常時使用する
	又は出資の総額	従業員数	従業員数
(1) 製造業・建設業・運輸 業その他の業種 ((2)から(4)までを除く。)	3億円以下	3 0 0 人以下	20人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	5 0 人以下	5人以下

備考

- 1 この表に於いての「資本金」とは、資本の額又は出資の総額をいう。
- 2 この表に於いての「常時使用する従業員」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5 項の規定による常時使用する従業員をいう。ただし、次に掲げる者は含まない。
 - (1) 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は、含む。)
 - (2) 個人事業主本人(ただし、専従者(家族従業員)は、含む。)
 - (3) 次のいずれかに該当するパート労働者等
- ア 日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的業務に4月 以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている 者を除く。)
- イ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者(1日の労働時間及び1月の所定労働日数が4分の3以下又は1週間の労働時間及び1月の所定労働日数が4分の3以下の場合に限る。)
- 3 「資本金」及び「従業員」がともにこの表に定める数値を超える場合は、大企業に該当 するものとする。
- 4 この表に於いての「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とし、雇用形態、及び、賃金体系等(労働契約の期間の定めがない長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等)を総合的に勘案して判断することとする。

Q&A

- 問1 コト消費とは何ですか。
- 答1 商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向です。
 - (例) 産地に行って採れ立てを食べる、自然の中でグランピング施設に宿泊するなど、消費までの過程にも価値を見出す消費傾向。
- 問2 モノ消費とはなんですか。
- 答2 商品の所有に価値を見出す消費傾向です。
 - (例) 高級車を所有する、腕時計を購入するなど、所有すること自体に価値を見出 す消費傾向。
- 問3 地域資源とはどのようなものを指しますか。
- 答3 「食」「自然」「伝統」の3つを地域資源に定めます。地域で製造生産され、一般に 販売されているものを想定しています。家庭菜園の野菜を使うなど、地域で生産さ れたが一般に販売されていないものは対象外です。
- 問4 地域資源のうち、「自然」とはどのようなものを指しますか。 また、「自然」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。
- 答4 「自然」とは、水郷と一体となった美しい四季折々の自然風景や自然と融合した農村集落や漁村集落等のふるさとの風景などが想定されます。 また、「自然」を活用した事業として、西の湖を周遊するサイクリングツアーや水郷散策ピクニックパッケージなどが想定されます。
- 問5 地域資源のうち、「食」とはどのようなものを指しますか。 また、「食」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。
- 答5 「食」とは、本市で生産・製造され、既に一般に販売されている野菜、果樹、菓子、 精肉、湖魚などの食材が想定されます。 また、「食」を活用した事業として、畑やハウスから野菜を収穫し、オーガニック サラダの調理体験や果樹を用いたオリジナルアイスクリーム製造体験などが想定 されます。
- 問6 地域資源のうち、「伝統」とはどのようなものを指しますか。 また、「伝統」を活用した事業はどのようなものが想定されますか。
- 答 6 「伝統」とは、伝建地区を中心とした旧市街地の街並みを構成する古民家や歴史的情緒あふれる八幡堀などが想定されます。 また、「伝統」を活用した事業として、古民家に宿泊し、ハイカラさん姿で街を散歩体験などが想定されます。

- 問7 実績報告後も事業を続ける必要がありますか。
- 答7 実績報告後も3年以上は事業を実施していただく必要があります。
- 問8 実施エリア等に制限はありますか。
- 答 8 本市で実施されるものであれば、特にエリアの制限はありません。 なお、オンライン等での体験は対象外です。
- 問9 既に体験型事業を実施している事業者でも申請は可能ですか。
- 答 9 申請しようとしている事業が既存事業である場合は、ブラッシュアップ枠のみ申 請可能です。

一方、全く新たな体験型事業を実施される場合は、ブラッシュアップ枠以外 (一般 枠等)で申請が可能です。

- 問 10 これまで不定期や無償で開催していたイベントを事業化(定期的に有償で実施)する場合は対象となりますか。
- 答 10 対象となります。 なお、この場合はブラッシュアップ枠ではなく、一般枠等での申請が可能です。
- 問 11 体験型キットの販売は可能ですか。
- 答 11 体験型事業から派生し、お土産や集客ツールとしてキット販売をすることは問題 ありませんが、キットの販売のみは対象外です。
- 問 12 既存事業にかかる経費と重複する経費は対象となりますか。
- 答 12 重複する場合は対象外です。
- 問 13 既に体験型事業を実施していますが、新たに別店舗で同一事業を実施する場合、対象になりますか。
- 答 13 本市で実施されていない体験型事業であれば対象となります。一方、本市に既存店舗があり、同一の事業を実施する場合は対象外です。
- 間14 申請事業の計画の相談にのってもらえますか。
- 答 14 商工振興課で相談を受け付けますので、事前にご連絡ください。 なお、当課からの助言や指摘は、申請される事業が採択されることを保障するもの ではなく、採択の可否等に関しての責任は負いません。
- 問 15 本補助金は所得税や法人税の課税対象となりますか。
- 答 15 雑収入に該当するため、課税対象となります。詳しくは、所管の税務署へお尋ねく ださい。